

(仮称) 干潟地域小学校 第1回学校再編準備委員会

次 第

日時：令和6年6月24日（月）

午後6時30分～

場所：干潟公民館1階ホール

1. 開 会

2. 依頼書交付

3. 教育長あいさつ

4. 委員紹介

5. 準備委員会の進め方について

(資料1・2・3・4・5)

6. 会長、副会長の選出

(資料2)

7. 議 題

(1) 統合小学校の施設整備について

(資料6)

(2) 放課後児童クラブの運営について

(資料7)

8. その他

(1) 次回開催日時（案）：令和6年7月16日（火）18：30～

(2) 部会の委員配置について

9. 閉 会

【配付資料】

資料1：準備委員会の設置・進め方について

資料2：旭市学校再編準備委員会設置要綱

資料3：旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

資料4：準備委員会スケジュール（案）

資料5：干潟地域小学校地域検討会議 統合に向けての要望事項 一覧

資料6：統合小学校の施設整備について

資料7：放課後児童クラブの運営について

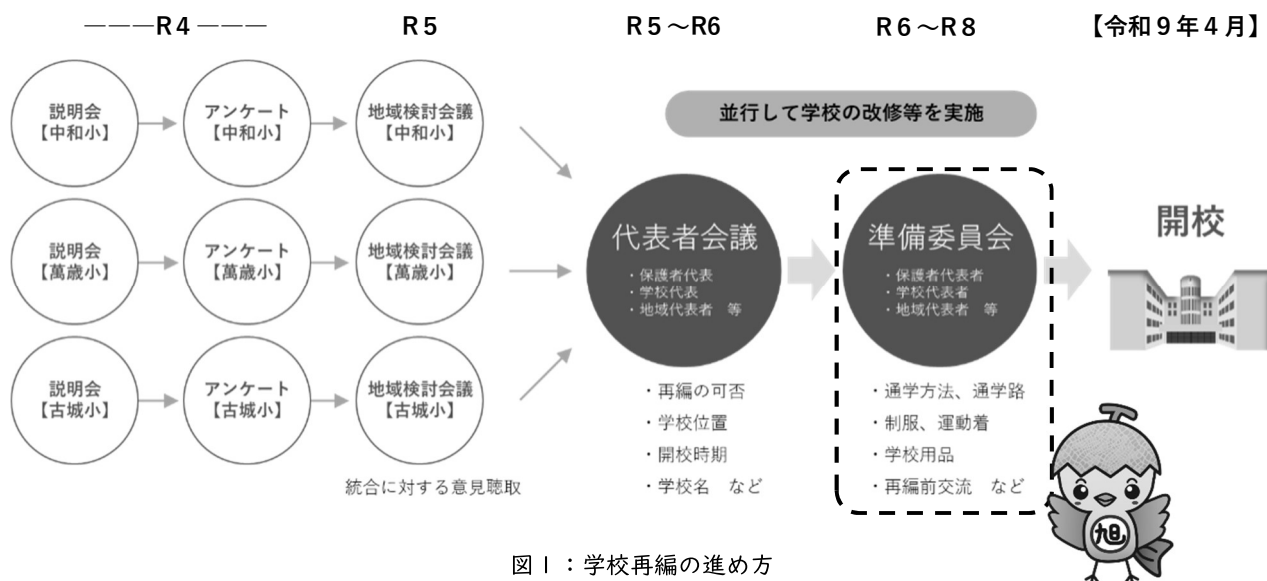
資料8：旭市学校再編基本方針（概要版）

準備委員会の設置・進め方について

1. これまでの経緯

令和5年7月～11月 各小学校に地域検討会議を開催。統合に賛成で意見まとまる。(資料5)

令和6年1月～ 現在までに代表者会議を5回開催し、3校の統合、統合校の位置は古城小、開校時期は令和9年4月で決定。現在、統合校の校名を公募により募集中。



2. 準備委員会の設置

統合校の開校の準備を進めるに当たり、保護者、地域住民、教育関係者からの幅広い意見を聴取するために設置。(資料2 旭市学校再編準備委員会設置要綱第1条、第2条)

3. 会議の進め方

- ・委員会に会長及び副会長を置き、会議を進行する。(要綱第5条)
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。(要綱第6条)
- ・委員会に専門部会を設置し、委員を「総務部会」「PTA・通学部会」「学校運営部会」の3つの部会に振り分ける。(要綱第8条)
- ・部会には部会長を置き、会議を進行する。(要綱第9条)
- ・基本的には次の表の部会ごとに所掌する事項について話し合いをしてもらい、部会で決定したことを全体会で報告し、最終的な意見をまとめる。(要綱第10条)

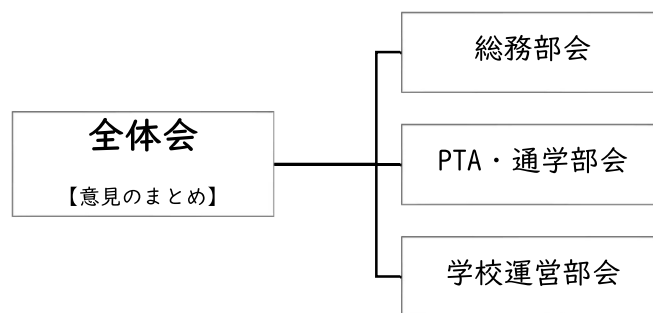


図 2：組織図

表：所掌事項一覧

専門部会	所掌事項	委員構成（案）
総務部会	(1) 校歌及び校章に関すること。 (2) 開校に係る式典及び行事に関すること。 (3) 学校跡地の利用に関すること。 (4) その他開校の準備に関すること。	保護者代表 3名 地域住民代表 3名 学校関係者 3名
PTA・通学部会	(1) 通学体制に関すること。 (2) スクールバスの運行に関すること。 (3) PTAの組織運営に関すること。 (4) 制服、体操服等に関すること。 (5) その他PTA及び通学に関すること。	保護者代表 9名 学校関係者 3名 未就学児保護者 3名
学校運営部会	(1) 学校運営及び教育内容に関すること。 (2) 学校行事に関すること。 (3) 生徒指導に関すること。 (4) 部活動に関すること。 (5) 児童又は生徒の事前交流に関すること。 (6) その他学校運営に関すること。	学校関係者 9名

4. 委員の任期

統合校の開校まで（令和 9 年 4 月）

5. その他

- ・準備委員会の全体会は原則公開。（資料 3 旭市審議会等の会議の公開に関する要綱）
- ・部会については、原則非公開として会議結果のみを公開予定。

○旭市学校再編準備委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 2 6 日
教育委員会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市立の小学校及び中学校の再編により新たに設置する学校（以下「統合校」という。）の開校の準備を進めるに当たり設置する旭市学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 教育委員会は、統合校の開校の準備に関し保護者、地域住民、教育関係者からの幅広い意見を聴取するため、統合校ごとに期間を定めて委員会を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 委員会の参加者（以下「委員」という。）は、統合校に係る次の各号に掲げる事項について、教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 校歌及び校章に関すること。
- (2) 学校運営に関すること。
- (3) 通学に関すること。
- (4) PTAに関すること。
- (5) 児童又は生徒の事前交流に関すること。
- (6) 開校に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 制服、体操服等に関すること。
- (8) 学校跡地の利用に関すること。
- (9) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 委員は、25 人以内とする。ただし、統合校に係る通学区域（旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成 17 年旭市教育委員会規則第 6 号）に基づき設定されるものをいう。）に相当することとなる区域（次項において「通学区域」という。）の状況を考慮し、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号に掲げる者に委員会への参加を依頼するも

のとする。

- (1) 通学区域に所在する学校の児童又は生徒の保護者の代表
 - (2) 通学区域の地域住民の代表
 - (3) 通学区域に所在する学校の学校教育関係者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 教育委員会は、委員会に別表の左欄に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を分掌させる。

- 2 委員は、少なくとも一の部会に所属するものとし、所属する部会については、教育委員会が決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認めるときは、部会を置かないこと、部会の所掌事項を変更すること又は別表の左欄に掲げるもの以外の専門部会を設置することができる。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会に所属する委員（以下この条において「部会員」という。）の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会議を進行する。
- 4 部会長が不在のときは、部会員のうちから、あらかじめ部会長が指

名するものがその職務を代理する。

（部会の意見の報告等）

第 10 条 教育委員会は、部会での意見の聴取の一部が完了したときは、それを取りまとめて適宜、会議において報告し、委員の意見を聴取するものとする。

（庶務）

第 11 条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

専門部会	所掌事項
総務部会	(1) 校歌及び校章に関する事。 (2) 開校に係る式典及び行事に関する事。 (3) 学校跡地の利用に関する事。 (4) その他開校の準備に関する事。
PTA・通学部会	(1) 通学体制に関する事。 (2) スクールバスの運行に関する事。 (3) PTAの組織運営に関する事。 (4) 制服、体操服等に関する事。 (5) その他PTA及び通学に関する事。
学校運営部会	(1) 学校運営及び教育内容に関する事。 (2) 学校行事に関する事。 (3) 生徒指導に関する事。 (4) 部活動に関する事。 (5) 児童又は生徒の事前交流に関する事。 (6) その他学校運営に関する事。

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成 17 年 7 月 1 日

告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第 2 条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成 17 年旭市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第 12 条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第 4 条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の 1 週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等其他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領（別記様式）を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

(会議結果等の公開)

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行

(仮称)干潟地域小学校 準備委員会スケジュール(案)

[illegible]

【工事】

[illegible][illegible]

【委託・備品】

[illegible][illegible]

干潟地域小学校地域検討会議 統合に向けての要望事項一覧

No.	要望事項	中和	萬歳	古城
1	統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。【①合意形成】	○	○	○
2	新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。【①合意形成】	○	○	○
3	児童の送迎やイベント等で使いやすいように駐車場の整備をしてほしい。 【②通学支援】		○	
4	古城小地区でも通学距離や集団登校が難しい地域などを考慮してスクールバスを導入してほしい。【②通学支援】			○
5	スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置してほしい。【②通学支援】	○	○	
6	停留所までの道路についても安全対策を講じてほしい。【②通学支援】		○	
7	スクールバスの導入の際は、安全な運行ができるような業者選定をしてほしい。 【②通学支援】			○
8	児童の引き渡し等がスムーズに行えるように出入口や通路を整備してほしい。 【②通学支援】【③施設の充実】	○		○
9	古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保してほしい。【③施設の充実】	○	○	○
10	より魅力ある給食が提供できるように統合小学校または新しい中学校を整備する際に給食調理場を併設してほしい。【③施設の充実】		○	
11	学校の整備については、停電や土砂災害などを考慮した対策を講じてほしい。 【③施設の充実】	○		
12	バスロータリー等の整備は歩行者との動線を分けるなど、安全の確保を踏まえた整備をしてほしい。【③施設の充実】		○	
13	バスロータリーに長熊公園の有効活用を検討してほしい。【③施設の充実】			○
14	防犯カメラや避難マニュアルなど必要な防犯対策を講じてほしい。 【③施設の充実】	○		
15	プールやビオトープは、児童にとっても大切な活動のひとつなので、今後も継続できるように検討してほしい。また、各学校にある記念樹などの移植や、利用しやすい学校施設の配置を検討してほしい。【③施設の充実】			○
16	近年の猛暑を考慮して体育館などにもエアコン設置してほしい。【③施設の充実】			○
17	統合前（後）の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施してほしい。【④サポート】	○	○	○
18	先生の配置について、統合校でも子どもたちが知っている先生が残るように配慮してほしい。【④サポート】		○	
19	小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を検討してほしい。【⑤跡地利用】	○	○	○

旭市立中和小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立中和小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を１校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」

とする基本方針に「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

中和小学校は、明治１０年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、中和地区のシンボルでもあり「地域と共に歩む幽学の里の小学校」をキャッチフレーズとして、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には４００名以上いた児童数は令和５年度に９０名となり、さらに減少していくことが見込まれ、複式学級が発生することが現実的となってきている。

会議の中では、もっと広域的な統合や小中一貫校、少人数教育の有効性などの意見もあるほか、統合する学校を干潟地域に残したいといった様々な意見があった。

多くの意見を出し合った結果、多数の委員が複式学級は避けたいとの意見であり、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられるような統合を望んでいることから、子どもたちのことを最優先に考え、統合は「賛成」または「やむを得ない」という意見が多数であったため、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心に生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施していただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③学校の整備については、停電や土砂災害などを考慮した対策を講じていただきたい。また、児童の引き渡し等がスムーズに行えるように入出口や通路を整備していただきたい。
- ④安全に学校生活が送れるよう、防犯カメラや避難マニュアルなど必要な防犯対策を講じていただきたい。
- ⑤スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置していただきたい。
- ⑥中和小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を地域とともに検討していただきたい。
- ⑦統合校は、干潟地域の子どもたちが、綺麗になった校舎でキラキラ目を輝かせながら学校へ通う姿を想像し、新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.4)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 干潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.8.28)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.2)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.6)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月6日
旭市教育委員会

旭市立萬歳小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立萬歳小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を１校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」

とする基本方針に、「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

萬歳小学校は、明治７年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、萬歳地区のシンボルでもあり「ひとりひとりが輝く 萬歳っ子」を学校教育目標として、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には５００名以上いた児童数は令和５年度に約８０名となり、さらに減少していくことが見込まれ、複式学級が発生することが現実的となってきている。

会議の中では、早く統合してほしいといった意見のほか、もっと広域的な統合、萬歳地区から古城小学校までの距離に対する懸念や小中一貫校などの様々な意見があった。

多くの意見を出し合った結果、子どもたちや保護者の現状を踏まえ、今後、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられるよう、子どもたちのことを最優先に考え、統合は「賛成」または「やむを得ない」という意見が多数であったため、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心に生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や統合前後を通して個々に応じた心のケアなどの必要な活動のほか、先生の配置について、統合校でも子どもたちが知っている先生が残るように配慮をしていただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③より魅力ある給食が提供できるように統合小学校または新しい中学校を整備する際に給食調理場を併設することを検討していただきたい。
- ④スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置していただきたい。また、停留所までの道路についても安全対策を講じていただきたい。また、バスロータリー等の整備は歩行者との動線を分けるなど、安全の確保を踏まえた整備をしていただきたい。
- ⑤児童の送迎やイベント等で使いやすいように駐車場の整備を検討していただきたい。
- ⑥萬歳小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を地域とともに検討していただきたい。
- ⑦統合校は、心豊かに育つ萬歳の子どもたちが元気に学校に通う姿を想像し、新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.6)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 千潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.8.29)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.4)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.7)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月7日
旭市教育委員会

旭市立古城小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立古城小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を１校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」
とする基本方針に、「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

古城小学校は、明治９年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、古城地区のシンボルでもあり「豊かな心を持ち、自ら学び、たくましく生きる子の育成」を学校教育目標として、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には５００名以上いた児童数は令和５年度に約１００名となり、すべての学年で１学年１学級となっている。

会議の中では、統合は時代の流れて仕方がないが土砂災害や通学路の安全対策を求める意見や、統合場所は中央地区に新築してほしいなど、様々な意見があった。

それぞれの意見を出し合った結果、多数の委員が統合は「賛成」または「やむを得ない」との意見であった。また、保護者アンケートの結果を尊重すべきとの意見もあった。

よって、子どもたちのことを最優先に考えると、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられる学校環境が必要と判断し、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心に生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施していただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③古城小地区でも通学距離や集団登校が難しい地域などを考慮してスクールバスの導入を検討していただきたい。スクールバスの導入の際は、安全な運行ができるような業者選定のほか、バスロータリーや駐車場等の整備は出入りしやすい間口にするなど、歩行者との動線を分けるような安全の確保を踏まえた整備をしていただきたい。また、隣接する長熊公園のより有効な活用方法も検討していただきたい。
- ④プールやビオトープは、児童にとっても大切な活動のひとつなので、今後も継続できるように検討していただきたい。また、各学校にある記念樹などの移植や、利用しやすい学校施設の配置も検討していただきたい。
- ⑤近年の猛暑を考慮して体育館などにもエアコン設置を検討していただきたい。
- ⑥廃校となる中和小学校と萬歳小学校の跡地活用は、干潟地域の新たな拠点として地域の活性化につながるような活用方法を干潟地域全体で検討していただきたい。
- ⑦統合校は、新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.12)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 干潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.9.4)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.6)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.13)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月13日

旭市教育委員会

統合小学校の施設整備について

1. 主な整備内容

工事箇所	工事内容
校舎	①長寿命化改修 建築後 20 年以上経過しているため、全面改修を実施 （屋根・外壁・ライフライン等（電気・給排水設備及び配管等の交換）） ②全体の改修 教室・廊下等全体の改修 ・教室配置の見直し・模様替え等 ・照明の LED 化 ・空調設備・緊急通報システム等の改修 ・多目的トイレの設置 ・エレベーターの設置（車椅子・負傷児童の搬送、給食の搬送用） ③仮設校舎
屋内運動場	①空調設備の設置・太陽光発電設備の設置 ②防護壁（東側土砂災害対策）の設置
屋外運動場 外構	①西側通用門・バスロータリー及び駐車場の整備（西側の場合はプール解体） ②グラウンドのダスト舗装・階段及びスロープの改修、暗渠排水管の入れ替え ③遊具改修・記念碑等の集約 等

2. 検討事項

（1）プール施設の活用について（R 6 時点で築 3 4 年）

業者委託	既存活用
【メリット】 ・安全管理（水温・水質・危機管理等） ・授業回数の確保（オールシーズン可能） ・水泳の専門家による泳力の向上 ・教員の負担軽減 ・トータルコストの削減 【デメリット】 ・移動時間・バス送迎の手配 ・活動時間の確保 ・途中参加や遅刻してきた児童への対応 ・評価の方法	【メリット】 ・校内のため活動時間を確保しやすい ・授業の予定が立てやすい ・着替え等がしやすい 【デメリット】 ・水温や水質管理の負担 ・天候に左右され授業回数が確保しにくい ・教員の指導に差が生まれる ・改修・維持管理コストが高額（H 2 築）

（2）ビオトープの活用について

- ・既存ビオトープは法面に近く、教育活動で使用するのは好ましくない。
- ・規模が大きいため、維持管理が難しい。

3. 工事の今後のスケジュール

令和 6 年 10 月～令和 7 年 8 月	実施設計・官公庁手続等
令和 7 年 6 月～令和 8 年 12 月	改修工事（R 7 40%程度・R 8 60%程度）

統合後の放課後児童クラブの運営について

1. 放課後児童クラブとは

下校後帰宅しても、就労などの理由で保護者が家庭にいない小学生を対象に放課後の時間帯において、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全な育成を図ります

- ・対象児童：当該小学校に在籍する1年生～6年生
- ・職員：放課後児童支援員 保育士等の資格を持ち、千葉県知事が行う研修を修了した者
高卒で2年以上児童福祉事業に従事し、千葉県知事が行う研修を修了した者

放課後児童補助員 支援員を補助する者

- ・開設時間：学校がある日 放課後～18時00分（延長利用で18時30分）

土曜日や長期休業期間 8時00分～18時00分

（延長利用で7時30分～18時30分）

日曜日、祝日、年末年始は休所

- ・受託料：月～金曜日利用 月額5,000円 ・8月利用 月額10,000円
月～土曜日利用 月額7,000円 ・延長保育 月額1,000円

※別途保険料 年額800円（利用者全員加入）

【放課後児童クラブでの過ごし方の一例(学校がある日)】

時間	内容
下校～15:30	宿題(早めに終わった人は読書)
15:30～16:30	遊びの時間(室内、校庭、体育館) ※児童クラブによって異なります
16:30～ 随時帰宅	帰りの支度後DVD鑑賞 など



2. 令和6年度の加入状況

令和6年5月1日現在

学校名	定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	職員数	場所
中和小学校	20	7	7	11	3			28	3	ひかた市民センター
萬歳小学校	20	4	4	3		1		12	3	萬歳小学校
古城小学校	30	6	10	5	2	2	5	30	4	古城小学校
合計	70	17	21	19	5	3	5	70	10	

※定員を上回った場合、1～3年生の児童を優先しています。

※令和6年5月1日時点で待機児童はいません。

3. 統合後の放課後児童クラブの検討

- ・案１：現在のとおり各地域に１か所ずつ設置【３箇所】
 - ・萬歳小学区の児童は小学校を使用せずに、萬歳多目的センター等を改修して使用
- ・案２：ひかた市民センターと古城小に設置【２箇所】
 - ・中和小、萬歳小学区の児童・・・ひかた市民センターを使用
 - ・古城小学区の児童・・・古城小を使用
- ・案３：古城小に集約【１箇所】
 - ・校舎内の教室やランチルーム改修して使用（２部屋）、または専用棟を建設
- ・案４：ひかた市民センターに集約【１箇所】

【各案の良い点・悪い点】

設置案	良い点	悪い点
案１ ３箇所	・保護者の送迎の負担は現在と変わらない ・少人数の保育が可能	・子どもたちが離れてしまう ・学校との連携が取りづらい ・萬歳は改修費用がかかる ・中和、萬歳は屋外遊びができない
案２ ２箇所 (古城・中和)	・中和地区と古城地区の保護者の送迎の負担は現在と変わらない	・一部の子どもたちが離れてしまう ・中和は屋外遊びができない ・萬歳地区の保護者の送迎の負担が増える
案３ １箇所 (古城)	・子どもたちが一緒に居られる ・学校敷地内にある安全性・安心感 ・屋外遊び、体育館の利用が可能	・中和地区と萬歳地区の保護者の送迎の負担が増える ・面積が不足する可能性があり、改修費用がかかる
案４ １箇所 (中和)	・放課後児童クラブで使用していた教室を利用転換できる	・屋外遊びができない ・面積が不足する可能性あり ・利用児童全員の移動が発生する ・古城地区と萬歳地区の保護者の送迎の負担が増える

※案１・案２・案４の場合、学校がある日は、放課後児童クラブの場所まではスクールバスで移動し、保護者のお迎えで引き渡しする。

※学校が無い日は、保護者が放課後児童クラブの場所まで送迎する。

4. 今後の予定

- ・現在放課後児童クラブを利用している保護者・児童、保育所等の保護者を対象にアンケート調査を実施する予定です。
- ・そのアンケート結果や準備委員会の意見を踏まえて、統合後の放課後児童クラブの設置について決定していきます。